

前 金	部 分 払
有	—

令 和 5 年 度
水 安 水 施 第 1 － 3 号

白山青山高原配水池ほか2配水池耐震二次診断業務委託設計書

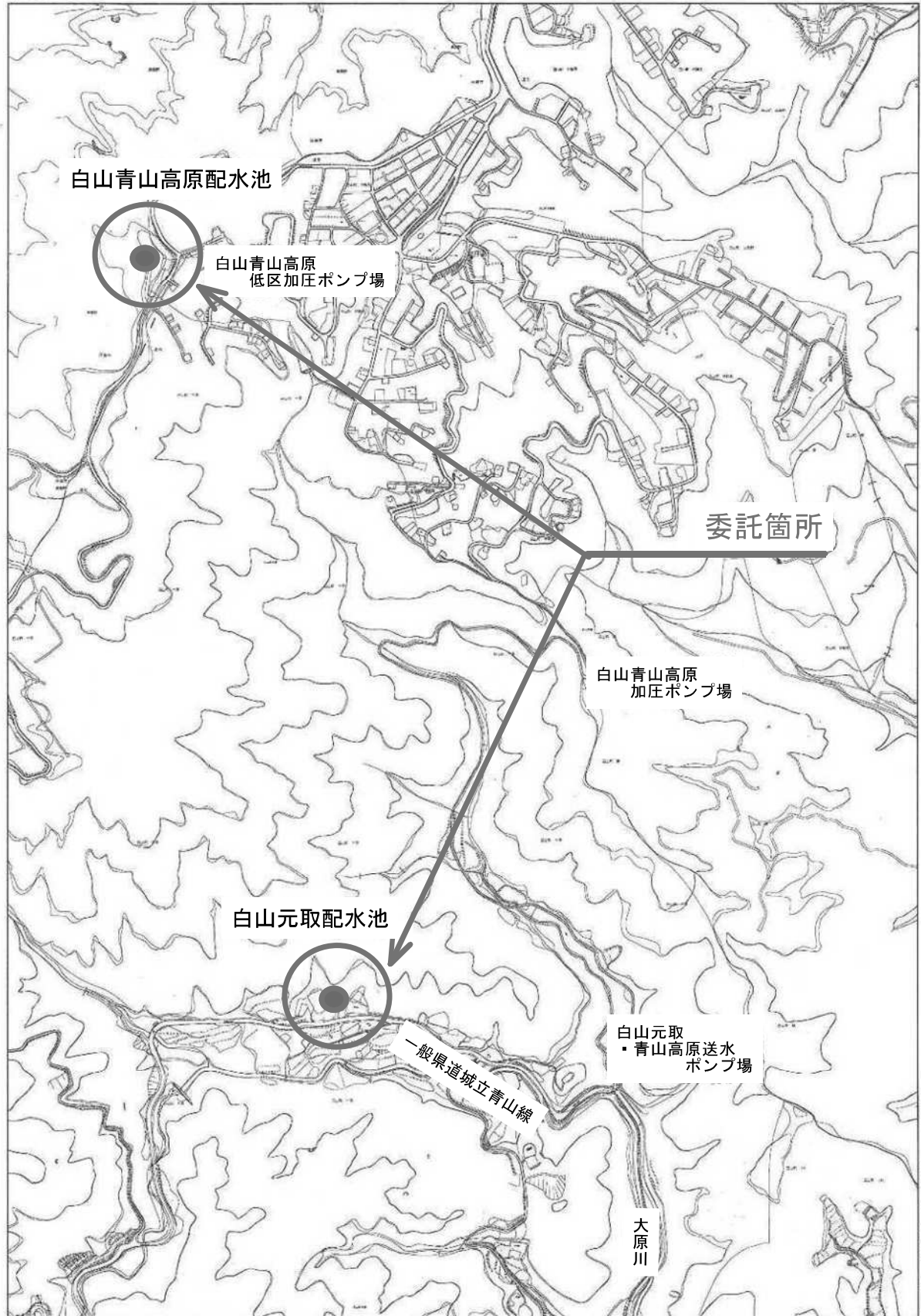
委 託 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 業 務 委 託 共 通 仕 様 書
及 び 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

津市上下水道事業局
安 芸 事 業 所

令和5年度	水安水施 第1－3号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 白山町伊勢見ほか2町 地内	所 長	
		検 算 者	
委 託 名	白山青山高原配水池ほか2配水池耐震二次診断業務委託	担当主幹	
		担当副主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ￥)	担 当	
		設 計 者	
履行期限	令和 6年 2月29日限り		
支出科目	款 資本的支出		
	項 建設改良費		
	目 配水及び給水施設費		
業 務 委 託 の 大 要			
1 耐震二次診断業務 一 式			

1:10000

位置図



津市上下水道事業局

1:10000

位置図



設 計 内 訳 表								
項目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務								白山青山高原配水池ほか2配水池 耐震二次診断
本業務費								
設計協議				式				第0001号明細表
					1			
現地調査				式				第0002号明細表
					1			
耐震二次診断(土木構造物)				式				第0003号明細表
					1			
直接人件費計				式				
					1			
現場試験費（土木構造物）				式				第0004号明細表
					1			
直接経費計				式				
					1			
直接原価				式				
					1			
その他原価				式				
					1			
業務原価				式				
					1			
一般管理費等				式				
					1			
業務価格				式				
					1			
消費税相当額				式				
					1			
業務委託料				式				
					1			

第0001号 明細表 設計協議（直接人件費） 1 式					
（上段：前回 下段：今回）					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				人員計算表
技師（A）	人				人員計算表
技師（B）	人				人員計算表
合 計	式				
		1			

第0002号 明細表 現地調査（直接人件費） 1 式					
（上段：前回 下段：今回）					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師（A）	人				人員計算表
技師（B）	人				人員計算表
合 計					
		1			

第0003号 明細表 耐震二次診断 土木構造物 (直接人件費) 1 式					
(上段 : 前 回 下段 : 今 回)					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				人員計算表
主任技師	人				人員計算表
技師 (A)	人				人員計算表
技師 (B)	人				人員計算表
技師 (C)	人				人員計算表
技術員	人				人員計算表
合 計					
		1			

第0004号 明細表 現場試験費(土木構造物) 1 式					
(上段 : 前 回 下段 : 今 回)					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
目視調査	箇所				
		3			
圧縮強度試験	箇所				
		3			
シュミットハンマー試験	箇所				
		3			
中性化試験	箇所				
		3			
鉄筋腐食度試験	箇所				
		3			
塩分含有量試験	箇所				
		3			

第0004号 明細表		現場試験費(土木構造物)			1 式
		(上段 : 前 回 下段 : 今 回)			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
試験跡補修	箇所				
		3			
報告書作成	式				
		1			
合 計					
		1			

設計協議

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
第1回打合せ	—			—	—	—	
中間打合せ(土木、建築)	—	—			—	—	
最終打合せ	—			—	—	—	
合 計							

工種数	1.00	中間打合せ回数	1.00
-----	------	---------	------

現地調査

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
現地調査 (土木、建築)	—	—			—	—	
合 計							

工種数	1.00	調査回数	1.00
-----	------	------	------

対象施設表(土木構造物)

人員計算総括

対象施設		構造	対象 水量	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
白山青山高原配水池	配水池	RC造	600m3						
	配水池	RC造	86m3						
白山元取配水池	配水池	RC造	62m3						
合 計									

白山青山高原配水池

RC造 600m3

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
既存資料調査 診断条件整理	既存資料収集・整理	—	—					
	地盤検討	—	—					
	耐震基本方針及び設計地震動設定	—	—					
耐震診断評価	解析モデル作成	—						
	耐震診断	—						
	耐震性能の照査	—						
	総合評価	—						
	補強対策検討	—						
対策案の検討	劣化対策検討	—	—					
	対策後の構造解析	—						
	施工検討	—						
	対策案の概算工事費作成	—						
	補強図・補修図の作成	—						
報告書作成		—						
照 査				—	—	—	—	
計								
計(補正後)								

配水池

白山元取配水池

RC造 86m3

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
既存資料調査 診断条件整理	既存資料収集・整理	—	—					
	地盤検討	—	—					
耐震診断評価	耐震基本方針及び設計地震動設定	—	—					
	解析モデル作成	—						
	耐震診断	—						
	耐震性能の照査	—						
	総合評価	—						
対策案の検討	補強対策検討	—						
	劣化対策検討	—	—					
	対策後の構造解析	—						
	施工検討	—						
	対策案の概算工事費作成	—						
	補強図・補修図の作成	—						
報告書作成		—						
照 査				—	—	—	—	
計								
計(補正後)								

配水池

白山福田山配水池

RC造 62m3

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
既存資料調査 診断条件整理	既存資料収集・整理	—	—					
	地盤検討	—	—					
	耐震基本方針及び設計地震動設定	—	—					
耐震診断評価	解析モデル作成	—						
	耐震診断	—						
	耐震性能の照査	—						
	総合評価	—						
	補強対策検討	—						
対策案の検討	劣化対策検討	—	—					
	対策後の構造解析	—						
	施工検討	—						
	対策案の概算工事費作成	—						
	補強図・補修図の作成	—						
	報告書作成	—						
照 査				—	—	—	—	
計								
計(補正後)								

配水池

現場試験費 数量調査(土木構造物)

対象施設	対象構造物	構造形式	数量	目視調査	圧縮強度試験	シムシットハンマー試験	中性化試験	鉄筋腐食度試験	塩分試験	試験跡補修	備考
白山青山高原配水池	配水池	RC	1	1	1	1	1	1	1	1	
白山元取配水池	配水池	RC	1	1	1	1	1	1	1	1	
白山福田山配水池	配水池	RC	1	1	1	1	1	1	1	1	
計			3	3	3	3	3	3	3	3	

第1章 共通仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局（以下「発注者」という。）が発注する水道事業の計画、認可、設計等に係る業務委託に適用する。

2 業務の従事者

- （１） 本業務の従事者は、上水道事業について専門的知識と経験を有する技術者でなければならない。
- （２） 受注者は、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ配置しなければならない。業務担当責任者として管理技術者は、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）技術管理者又はR C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者のいずれかの者とし、本業務の専任とする。照査技術者は、技術士（上下水道部門・上水道及び工業用水道）、技術管理者、又はR C C M（上水道及び工業用水道）のいずれかの資格保有者とする。
- （３） 受注者は、本業務の各工種に必要な数の従事者を配置しなければならない。

3 業務計画

- （１） 受注者は、業務実施前（契約締結後１４日以内）に業務計画書（工程表）を発注者に提出し、その内容等について承認を受けなければならない。
- （２） 業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度、変更業務計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

4 業務の実施

- （１） 本業務の実施については、三重県設計業務委託共通仕様書、本契約書及び仕様書に準拠して行うものとし、また、監督員と十分協議し、その指示に従い履行しなければならない。

5 協議・打合せ等

- （１） 受注者は、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打ち合わせにおいては、管理技術者が出席するものとする。また、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）における打ち合わせには、照査技術者も出席するものとする。打ち合わせの議事録はその都度作成し、管理技術者が確認の上、監督員に提出しなければならない。

6 納品及び検査

- （１） 成果品は、作業ごとに十分点検を行い、製本取りまとめ時点において、照査を行っ

た上で監督員に提出し、管理技術者立会いのもと、発注者の検査を受けなければならない。

- (2) 受注者は、業務完了後または引渡し後において、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。

7 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8 資料等の保管

- (1) 本業務の実施にあたり、発注者が貸与した資料及びその複写物等は、受注者が注意をもって保管し、業務終了後返還しなければならない。

9 目的外使用の禁止

- (1) 受注者は、発注者から提供を受けた資料を本業務以外に使用し、もしくは第三者に提供し又は使用させてはならない。

10 損害賠償

- (1) 本業務の履行に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の経過及び内容について、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項において生じた損害は、すべて受注者の責任において、解決しなければならない。

11 カルテの作成・登録

受注金額が 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、また登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。又、変更契約により受注金額が 100 万円を超えた場合にも、残りの日数に関係なく「業務カルテ」を作成し登録しなければならない。

12 前払いに関する事項

請負代金の額が 130 万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、津市水道局が必要と認めたときは、契約金額の 10 分の 3 以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

1 3 疑義

- (1) 受注者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書に記載された事項について疑義を生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。

第2章 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、津市上下水道事業における重要施設として位置付けられている水道施設の土木構造物について詳細な耐震診断（二次）を実施し、この診断の結果によって耐震性能を向上させる必要があると判定された場合は耐震化補強案の検討や施工方法の検討を行い、この概算事業費の算出により耐震化の年次計画策定の資料とするものである。主な業務の内容は、次に示すとおりとする。

2 調査対象施設

本耐震二次診断業務を行う対象施設は、白山青山高原配水池ほか2配水池の主要な土木構造物を対象とし、主な内訳は次（対象施設名称）に示す通りである

	配水池構造
白山青山高原配水池	R C 造
白山元取配水池	R C 造
白山福田山配水池	R C 造

3 調査業務の内容

本耐震二次診断業務は、前述の浄水施設及び管理棟の主要対象施設（土木構造物）について行うものであり、この業務内容は次に示す通りである。

又、既存地質調査関連資料を補足すべく、各水道施設の地質状況（地層状況，基盤層の種別震度，液状化の可能性等）を確認するため、別途地質調査業務と連携し業務を履行するものとする。

(1) 既存資料の収集整理

本業務対象施設（浄水施設の主要対象施設（土木構造物））について、竣工図書又は実施設計図書の構造図、配筋図、構造計算他及び地質調査報告書等の既存資料の収集を行い、この耐震二次診断業務に必要な資料を抽出して整理する。

この竣工図書、実施設計図書及び地質調査報告書等の既存資料は、津市上下水道事業局より貸与する。

(2) 現地調査

現地調査は、この耐震二次診断業務の主要対象施設（土木構造物）に対し、土木構造物（地上部）について目視調査（別途「津市水道事業 水道施設耐震診断調査報告書（土木・建築構造物）」の調査結果を参照）、シュミットハンマー試験、コア抜き調査（コア抜き跡補修共：圧縮強度試験，中性化試験，塩分含有量試験）、鉄筋調査（腐食度試験）、S造にあつては板厚試験（超音波試験）を行う。

また、現地耐震調査及び施工方法の検討等を行うために、既存対象施設及びその周辺について十分調査を行う。

(3) 設計計画

既存資料及び現地調査に基づき、土木構造物に対する耐震計算のフレーム作成を行う。

- ・耐震計算基本図 ： 構造図
- ・耐震計算基本諸元 ： 本体コンクリート仕様、配筋仕様、基礎形式（直接基礎，各種杭基礎） 耐震計算のフレーム作成に当っては、既存資料、データ資料が不十分な場合は、別途調査として「本業務対象施設に対する現地計測（現地測量）や試掘調査等」を実施し現況把握を行うものとする。

(4) 設計計算

土木構造物の耐震計算は、前述 3）による耐震計算フレームに基づき、この対象施設についてレベル 1 及びレベル 2 の耐震計算を行い、耐震性をどの程度有しているか把握する。

また、地震時における地盤の液状化の可能性を推計すると共に、地盤への作用荷重を算定し、地盤の支持力のチェックを行う。

この耐震計算を行う際の基本方針は、次に示す通りである。

水道施設は、設計地震動のレベル及び施設の重要度に応じて、地震時にそれぞれの水道施設が保持すべき耐震性能を確保できるように設計する。耐震設計に当たっては水道施設の構造特性、周辺の地盤特性等を考慮し、それらに適合した耐震設計法を用いる。

本耐震計算は、「水道施設耐震工法指針・解説 2009 年版 日本水道協会」より、表－1 に示す耐震水準のうち「地震動レベル 1 及びレベル 2－ランク A 1」により行うことを基本とするが、施設の機能によって重要度の分類を検証する。

耐震計算法は、静的線形解析を基本とし、必要に応じて構造物の非線形性を考慮する。ただし、対象構造物の形式・設置状況から解析手法を再度検証し、静的線形解析により難いと判断される場合、発注者と協議のうえ構造計算法を変更する。

なお、本業務では経済性照査は実施しない。

本耐震計算に用いる地震動は、「水道施設耐震工法指針・解説 2009 年版 日本水道協会」に示された方法から適切なものを選定し、計算に使用する。

この耐震計算方針に基づき、本土木構造物は、地震時耐震性を有していない結果と

なった場合経済性や施工性等を考慮し耐震化補強案の比較検討や施工方法の検討を行う。

この補強の対象となる部材については、選定された補強案による補強量算定のための耐震計算を行う。

表－１ 水道施設が地震時に保有すべき耐震水準

地震動レベル 重要度	レベル１地震動（L1） 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの	レベル２地震動（L2） 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの
	耐震性能１ 地震によって健全な機能を損なわない性能	耐震性能２ 地震によって生じる損傷が軽微であって、地震後に必要となる修復が軽微なものにとどまり、機能に重大な影響を及ぼさない性能
ランク A1 重要施設のうち、ランク A2 以外の施設		
ランク A2 重要施設のうち、代替施設がある施設で、重大な二次災害が生ずるおそれが低い施設	耐震性能１ 地震によって健全な機能を損なわない性能	耐震性能３ 地震によって生じる損傷が軽微であって、地震後に修復を必要とするが、機能に重大な影響を及ぼさない性能
ランク B ランク A1, ランク A2 以外の施設	耐震性能 2 ^(＊1) 地震によって生じる損傷が軽微であって、地震後に必要となる修復が軽微なものにとどまり、機能に重大な影響を及ぼさない性能	規定なし ^(＊2)

＊1：ランク B 施設のうち、構造的な損傷が一部あるが、断面修復等によって機能回復が図れる施設は「耐震性能 3」を適用

＊2：ここでは保持すべき耐震性能は規定しないが、厚生労働省令では、「断水やその他の給水への影響ができるだけ少なくなるとともに、速やかな復旧ができるように配慮されていること」と規定している。

(5) 設計図

配水池等における水道施設の土木構造物について、前述 3) における土木構造物の耐震計算のフレーム作成に基づき、土木構造物の現況構造図及び補強案構造図について基本図面の作成を行う。

(6) 数量計算

前述迄の検討結果に基づき、この補強（新設）案に対する概算工事の数量算出を行う。

(7) 概算工事費

前述迄の検討結果に基づき、この補強（新設）案に対する概算工事の費用算定を行う。

(8) 報告書作成

前述迄の検討結果に基づき、この合理的且つ効率的な耐震化計画を策定すべく、この年次計画の策定等も含めて全体の取りまとめを行い、耐震二次診断業務委託の報告書を作成する。

なお、報告書は3部提出するものとする。

(9) 設計協議

初回打合せ 仕様書の内容確認（内容把握，設計工程，方針，検討事項の内容等），
借用資料等の確認

中間打合せ 業務作業中に発生する諸条件に関する確認

最終打合せ 業務作業完了時における総括説明，成果品納入，検収立会い

(10) 照 査

耐震二次診断報告書等の内容について総合的に発注者の審査を受けて承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

4 適用基準書文献

- 1) 水道施設耐震工法指針・解説 2009 日本水道協会
- 2) 道路橋示方書・同解説Ⅴ耐震設計編 平成 29 年 11 月 日本道路協会
- 3) コンクリート標準示方書 2002・2012・2013 年制定 土木学会
- 4) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説 2017 年改訂版
(財)日本建築防災協会
- 5) 既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル 2003 年版 (社)建築研究振興協会
- 6) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成 8 年度版 (社)公共建築協会
- 7) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成 8 年度版 (社)建築保全センター
- 8) 建築基準法 最新版
- 9) 建築物の構造関係技術基準解説書 2007 年版 日本建築センター

10) その他関連基準

＊上記文献が改訂している時は最新版を使用すること。

5 納品項目

- (1) 耐震二次診断報告書 A4版製本 3部
原図及び原稿（電子ファイルにより提出）

6 留意事項

- (1) 運転稼働中の施設での業務であるため、施設の運転に支障無きよう、津市上下水道事業局担当者と十分協議を行い実施するものとする。
- (2) 水道施設内での業務につき、業務従事者は水道法第21条による健康診断を行い、その診断結果を監督員に提出・承諾を得なければ業務に従事することができない。

ただし、6か月以内に健康診断を受診している者で、水道法に定めた診断結果が提出できる場合は新たに受診する必要はない。

- (3) 令和6年度以降の予算編成の資料とするため、業務の中間で（令和5年12月までに）当該施設の耐震補強にかかる概算工事費、補強設計業務委託費を算定し、報告するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ア	適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和4年11月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和4年7月） ☐ その他（ ）
イ	業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ	成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和4年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☐ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）
エ	工程関係	☒ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名：白山青山高原配水池ほか2配水池耐震二次診断業務に伴う地質調査業務委託） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ	管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門・上水道及び工業用水道、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業用水道 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
	管理技術者の の その他要件	☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目		明示事項（条件及び内容）
カ	照査技術者	☐ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☒ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
	照査技術者の要件	照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者 ）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門・上水道及び工業用水道、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない ） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業用水道 ☐ 部門を問わない ） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ ）
	照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） ☐ その他（ ）
キ	打合せ等	☒ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 ☒ 中間打合せ（ 1 ）回 ☒ 成果品納入時 ☐ 関係機関打合せ協議（ ）機関 ☐ 業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 業務着手時 ☐ 中間打合せ ☐ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む） ）の打合せに出席するものとする。
ク	資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ ） ☐ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ケ	業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 別途協議による。
		☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ	その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
		☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
		☐ その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和4年11月

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。